平成26年度 救急業務のあり方に関する検討会

第4回資料

平成27年3月18日(水) 消防庁

目 次

・平成26年度救急業務のあり方に関する検討会検討事項・・・・・・・・・・ 3
1. 消防と医療の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2. 救急業務におけるICTの活用の推進・・・・・・・・・・・・ 9
3. 予防救急の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
4. 救急業務に携わる職員の教育のあり方・・・・・・・・・・・・・・16
〇 救 急 救 命 士 ワ ー キング グ ル ー プ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5. 緊急度判定体系の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
6. 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた課題整理・・・・・32

平成26年度 救急業務のあり方に関する検討会 検討事項

✓ 今後も見込まれる高齢化の進展等を背景にした救急需要の増大に対し、救急自動車による救急出動件数の 増加や救急搬送時間の延伸など救急業務を取り巻く諸課題への対応策の検討が引き続き必要

★消防と医療の連携★

- 「「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」 の運用による効果の更なる検証」
 - ・実施基準の運用による効果について、新たに重症、中等症、軽症 など傷病の程度や消防本部の管轄人口規模別に分類して検証
 - ・救急搬送時間延伸への効果的な対応策を検討

「現場活動時間を短縮させる効果的な取組みの推進」

- 在宅独居や施設入所の高齢者、酩酊者、精神疾患、薬物中毒など、 受入医療機関の選定に当たり現場活動時間が延伸傾向にある傷病 者について、奏功事例を調査するとともに、課題を整理
- 救急搬送の円滑化を図る具体的 効果的なルール作りを推進

★救急業務の高度化の推進★

「ICT導入の推進」

- ・医療資源の多さなど、地域の実情に応じた導入モデルの提示
- シンプルなシステムにより、導入、維持コストを低く抑えている 奏功事例を調査、効果を検証
- ・既に導入している地域について、ICT活用による効果を検証

★予防救急の推進★

「奏功事例の調査と取組みの推進」

・転倒によるケガや熱中症など、傷病に至る前段階での意識的な予防について、救急搬送される傷病者の実態を反映させたり、地域 住民、保健福祉部局等と連携している奉功事例を調査

※外国人観光客に対する救急業務の課題を整理

・2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、今後 増加が予想される外国人観光客に対する救急業務の課題を整理

救急業務に携わる職員の 教育のあり方に関するWG

★指導救命士の養成★

• 指導救命士養成テキストの作成

★救急隊員の教育★

・教育用動画教材の作成

★通信指令員の教育★

・モデル消防本部による、「通信指令員の救急に係る教育テキスト」及び「緊急度判定プロトコルVer.1「119番通報」」を用いた教育の効果を検証

教材作成

緊急度普及WG

★緊急度判定の普及★

緊急度判定の理念や重要性についての理解を 深め、社会全体で共有するための方策を検討

1. 消防と医療の連携 (第2章)

消防と医療の連携①

報告書(案)の主な内容(1)

アンケート調査・救急統計の分析

- 全国的に収容所要時間が延伸しているものの、消防本部へのアンケート調査により、消防本部の 管轄人口規模ごとにその要因には違いが見られる。
- 統計分析で例として取り上げた神奈川県では、実施基準において重症以上の症例を主な射程に入れており、重症の症例では、軽症・中等症に比べて延伸は抑制されている。
- 消防本部へのアンケート調査により、実施基準の策定又は運用の工夫による収容所要時間短縮の効果は、中規模消防本部において最も実感されていることが分かった。また、統計分析によっても、中規模消防本部が、実施基準策定前後の収容所要時間の延伸が最も少ないことが分かった。



- 実施基準の射程にある症例かどうかによって、収容所要時間の延伸の度合いが異なることから、 少なくともその射程にある範囲(重症の事例)では、実施基準の策定又は運用の工夫は収容所要時 間の延伸を抑制する効果があったと言えるのではないか。また、一定の医療資源が存在する中規模 消防本部が、最も実施基準の効果が発揮されやすいのではないか。
- 実施基準を実効性あるものとするためには、<u>消防機関と医療機関等の関係者がそれぞれ主体的に</u> <u>搬送及び受入れに関するルール作りに参画し、関係者間で「顔の見える関係」を形成した上で、十分</u> <u>な議論を経て実施基準を作り上げる</u>ことが必要であり、各地域においてそのような議論の場づくりが 重要。

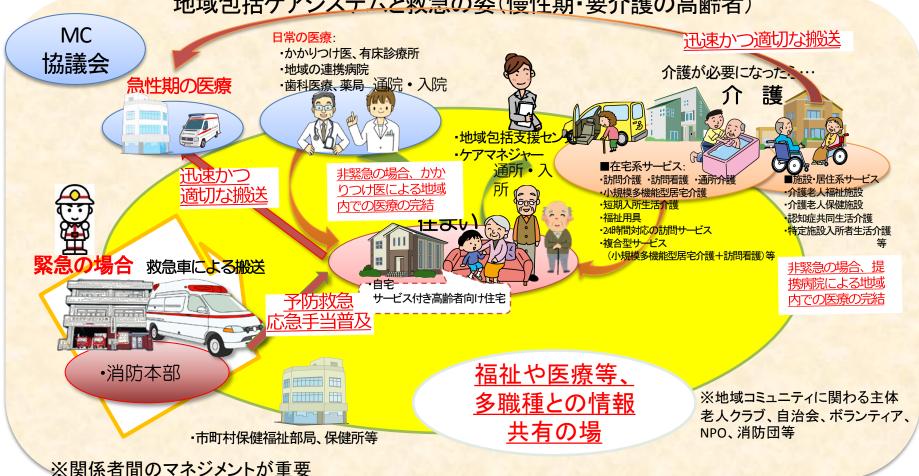
実施基準の内容については、地理的条件や人口分布、医療機関の立地状況等を踏まえて、<u>都道</u>府県全域で統一的に定めるべき基準と地域ごとに定めるべき基準とを各都道府県で判断すべき。

地域包括ケアシステムと救急(慢性期・要介護の高齢者)

厚生労働省 資料より作成

慢性期の方は、日常的に地域包括支援センター・ケアマネージャー・民生委員等、地域の福祉や在宅医療に支えら れていることが多く、それらと消防機関が連携して情報共有に取り組むことで、福祉に従事する者に対して救急車をど のような場合に利用すべきかに関する理解を深めてもらい、医師の診療が必要な場合でもできる限り地域のかかりつ け医で完結させることで在宅療養に戻りやすくする。介護施設等に入居している高齢者についても、可能な限り提携病 院を含めた地域の中で完結させることが望ましい。緊急度から判断して救急搬送の必要が生じた場合には迅速な病 院選定につながり、消防機関は地域包括ケアシステムにおいて重要な役割を果たす。





消防と医療の連携②

報告書(案)の主な内容(2)

地域包括ケアシステムと救急

地域包括ケアに消防が関わっていくことで期待されるメリット

- ・独居や施設入居の高齢者や精神疾患患者等、搬送困難に陥りやすい類型の傷病者を搬送する際、事前の 情報共有により迅速な病院選定につなげることができる。
- 福祉や医療と協力して予防救急や応急手当啓発に取り組むことで、救急要請に至る事案を効果的に減らし、 救急要請に至った場合も重症化を防ぐことができる。
- ・在宅医療を受けている患者について、可能な限り地域内で医療を完結させることで、緊急性のあるときに救急 出動を行うことが可能になる。
- 松戸市や八高連の事例のように、福祉や医療と連携した情報共有の取組は、消防庁の実施したアンケート調査によると、751本部中362本部にて何かしらの形で実施されているところ。 (例:福祉部局と連携して「救急医療情報キット」を作成、高齢者に配布) このような情報共有の取組は、地域包括ケアシステムに消防機関が関わっていく第一歩として 位置付けられるものと考えられる。
- 〇 さらなる発展形として、<u>消防機関が「地域ケア会議」等の地域における多職種連携の議論の場合であ</u>場に参加して、地域ごとの救急搬送をめぐる課題について、医療や福祉関係者と認識を共有して取り組むことも有効と考えられる。(このような取組を行っている消防本部も少数ながら見受けられた。)
- 今年度は、イメージの提示及び事例紹介を行ったが、<u>来年度は様々なパターンを持った先進事例を調査することでそのイメージを明確化するとともに、地域包括ケアに消防が関わることの効果をより具体的に明らかにしていきたい。</u>

消防と医療の連携3

報告書(案)の主な内容(3)

法定協議会の議論の活性化

- 法定協議会における議論を活性化させるには、<u>地域MC協議会等、地域レベルでの議論の場からの</u> 議論の積み上げが重要。
- さらに、<u>事務局の体制の充実や、実施基準について実質的な議論を行う専門部会の設置などにより、</u> 法定協議会における議論を下支えすることも重要。

6号基準の課題

- 三次医療機関への搬送の集中という課題を解決するためには、<u>二次医療機関による積極的な</u> 受入れや、三次医療機関へ搬送が集中している現状の認識共有(ICTの活用による受入情報の共有 を含む。)が重要。(例:東京都の「地域救急会議」による認識共有→「東京ルール」の定着)
- 二次医療機関による積極的な受入れに資する施策として、消防庁では<u>私的二次医療機関に対する</u> 助成に係る特別交付税措置を講じている。
- アンケート調査による「6号基準の策定による効果を実感するか」との回答と、6号基準の類型との間には相関関係は見られなかったが、関係者の合意の下で確実に運用できるような6号基準を定めることが必要であり、どの類型の6号基準を採用するかは各地域の判断である。
- 6号基準適用に至った事例(≒1~5号基準では受入れに至らなかった事例)においてどのような 類型が多いかを、地域ごとに比較したり、時系列的に比較することで、<u>実施基準の内容や運用、更に はその他の搬送及び受入れを円滑化する取組においてどのような改善点があるかを分析</u>することが でき、実施基準を中心とした施策のブラッシュアップにつなげることができる。

2. 救急業務における ICTの活用の推進 (第3章)

救急業務におけるICTの活用の推進①

報告書(案)の主な内容(1)

ICTの導入状況と効果

- 既にICTを導入・活用している都道府県は33団体であり、昨年度より7団体増と着実に増加。
- ICTを導入した都道府県のうち、特に直近の1年間に導入した地域において、効果として、医療機関 選定における時間短縮や照会回数の減少が見受けられる団体があった。また、搬送受入状況が医療 機関相互と救急隊の間で見える化されることにより、医療機関側の搬送受入れに対する意識の改善 が見られた。
- O ICTの導入による効果が実感されづらい大きな理由の一つとして、応需情報の入力がリアルタイム でないことが挙げられた一方で、効果が現れた団体では、リアルタイムでの入力のための工夫が見られた。

地域の特性に応じたICTの導入

- 〇 <u>医療資源の少ない地域においては、医療機関情報共有機能や搬送実績情報共有機能の有効性</u> が表れにくいと考えられている場合がある。
- 画一的なICTの導入ではなく、<u>地域特性に応じ、費用対効果に見合った機能を持つICTの導入を</u> 促進すべき。

救急業務におけるICTの活用の推進②

報告書(案)の主な内容(2)

ICTの導入・維持にかかる経費

- 〇 医療情報システムの導入や更新については、数千万円~1億円程度の費用がかかる場合が多い。
- 一方で、<u>医療情報システムが一旦整備されてしまえば、救急業務におけるICTの導入・運用自体にかかる経費は、</u>衛生主管部局のシステム改修のタイミングに合わせ、消防機関に使いやすいシステムとすることや、通信会社との契約を工夫すること等により、<u>年間数百万円に収めることができる場合</u>がある。
- 他県の事例について情報収集し、各地域において必要なICTの機能や設計等について検討するとともに、県衛生主管部局や財政部局の理解を事前に得ておくことが重要。
- 各都道府県消防防災主管部局や各消防本部は、<u>県衛生主管部局と密接に連携し、医療情報シス</u> テム更新と合わせて消防機関が利用しやすいシステムとすることを検討すべきである。

応需情報のリアルタイムでの入力

- 〇 ICTの活用による効果が実感されづらい大きな理由の一つは、医療機関による応需情報の入力が リアルタイムでなされないこと。
- <u>消防機関と医療機関がそれぞれ主体的にICTの運用に係る仕組み作りに参加し、双方のメリットと</u> 役割を明確にすることで、医療機関が主体的に取り組みやすくなるのではないか。
- 〇 また、医療機関による応需情報のリアルタイムでの入力に対する<u>何らかの支援策を検討すべき</u>で はないか。

救急業務におけるICTの活用の推進③

報告書(案)の主な内容(3)

まとめ

○ ICTの導入が救急業務の円滑化に対して効果を発揮するためには、単にICTという「箱」 を導入するだけでは不足であり、医療機関と消防機関がともに主体的にシステムの構築 や運営に参画し、双方にとって有効なシステムとなるよう運用していくことが不可欠。



- この点は、実施基準が各地域において有効に機能するためのポイントとも共通しており、実施基準とICTは、消防機関と医療機関等の関係者がそれぞれ主体的に運用のルール作りに参画することによって、初めて有効に機能すると言える。
- ICTを導入した上で、受入状況の共有やリアルタイムでの更新を促進し、医療機関同士で状況の見える化を進めることで、医療機関側の傷病者の受入れに対する意識を高める効果があることが示されている。

3. 予防救急の推進 (第4章)

予防救急の推進①

報告書(案)の主な内容

背景·経緯

これまで消防庁では、各消防機関による地域住民への応急手当の普及促進をテーマとして取り上げ、推進を図ってきた。平成23年度には「JRC蘇生ガイドライン2010」とともに改正された「救急蘇生法の指針2010」において、救命の連鎖の中に心停止の予防も位置づけられるなど、地域住民が担う役割の重要性が指摘された。また、「平成25年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」では学校教育における子ども達への効果的な応急手当の普及策(学校と消防の連携方策等)を中心に検討するなど、幅広い世代に対する普及促進の取組を推し進めた。このような応急手当の普及促進の取組は、地域住民の応急手当の実施率の向上という形で効果が示されている。ただし、救急搬送に至る傷病の中でも、転倒による怪我や熱中症など、傷病の種類によっては意識的な取組により予防が可能である。応急手当をはじめとする傷病者発生後の適切な対応と同様に、傷病に至る前の予防の取組や、取組を実施するための統計分析も重要であるとの指摘がなされている。

今年度の主な検討事項

- 予防救急に関する取組の実態
- 予防救急の呼称・概念
- ・ 先行事例の実態調査

検討内容

- 予防救急に対する考え方や実施状況等、予防救急に関する取組の実態を把握するための調査を実施
- 可能な限り幅広く「予防救急」に関する情報や類似する概念を把握し、「予防救急」の呼称・概念に関する検討
- ・ 救急搬送に至る傷病の予防を目的とした取組の実施実態を調査

予防救急の推進2

報告書(案)の主な内容

◆予防救急に関する取組の実態

全国的な実態調査結果から既に多くの消防本部が何らかの取組を実施していること、取組の中では地域内の多様な機関と連携していることが明らかになった。

◆予防救急の呼称・概念

全国的な実態調査結果から「予防救急」という呼称については課題を指摘する意見もある一方、救急搬送に至る傷病を予防する取組を普及することについては、8割を超える機関が理解を示している。呼称については、「予防救急」という統一した呼称を普及させることには課題があり、諸外国でも同様の取組を総称する呼称を把握できなかったことを踏まえると、各関係機関の取組にふさわしい呼称を各関係機関の判断に基づいて使うことが望ましいと考えられる。また、概念については、「救急搬送に至る傷病を予防する取組を普及すること」で関係機関と概ねの共通認識を共有していることがわかった。

◆先行事例の実態調査

- (1)大阪市消防局の取組
- (2)米国における災害・事故対策の取組

まとめ

「予防救急」という呼称については是非はあるものの、救急搬送に至る傷病を予防する取組を普及することについては、一定の理解が得られているため、消防庁としては「予防救急」という呼称は別として、各地域の救命率の向上等に資するよう、効果的な取組を全国に情報発信していくことが望まれる。

4.救急業務に携わる職員 の教育のあり方 (第5章)

救急業務に携わる職員の教育のあり方②

報告書(案)の主な内容

実態調査(アンケート)結果



報告書(案)参照

《主な内容》

- ●指導救命士の養成を推進
 - ・指導救命士テキストの養成に係るテキストの作成に着手 (指導救命士の養成をはじめ、生涯教育を展開する中で参考書として活用 できるものとする)

●救急隊員の生涯教育

- ・救急隊員の教育用動画教材の作成
- (救急業務に携わる職員の生涯教育の指針Ver.1の教育項目より抽出)
- 教急隊員の教育用動画教材の活用方法

●通信指令員の救急に係る教育

- ・モデル教育による検証
- (通信指令員教育に係る教育テキストを活用し、12消防本部でモデル教育を実施)
- ・評価結果から、教育モデルの提示

4-1. 救急救命士WG

救急業務に携わる職員の教育のあり方(救急救命士)

報告書(案)の主な内容

今年度の主な検討事項

《指導救命士の養成に係るテキストの作成》

〇具体的方法

- ≫指導救命士として必要な4つのスキル(知識・技術・ 指導・連携)について、経験豊富な救急救命士が主と なって、教育項目毎に執筆を実施
- > 日本救急医学会、日本臨床救急医学会による監修 を実施(平成27年度予定)

《検討状況・検討結果》



報告書(案)参照

まとめ

- ◆指導救命士の養成に係るテキストの作成に向けて
 - ・全国で質の担保された指導救命士の養成ができるよう、更には、救急業務に従事する消防職員が生涯教育を展開する中で参考書として活用できるよう、引き続き各作業を継続していく
- ◆今後の方針
 - ・指導救命士養成体制の確立や全国への普及に向けた取り組み等を通じ、将来的には、指導救命士が規模に拘わらず全国の各消防本部に配置され、救急隊員の教育において核となる役割を果たしている状況の実現を目指す。

4-2. 救急隊員WG

救急隊員の教育のあり方

報告書(案)の主な内容

今年度の主な検討事項

《救急隊員の教育用動画教材》

- 救急隊員の教育用動画教材
 - ~救急救命士以外の救急隊員に向けた教材が不足
- ⇒救急業務に携わる職員の生涯教育の指針Ver1 の教育項目より抽出し動画教材を作成
 - 頻繁に遭遇しないが重要なもの
 - ・救急救命士が介助を要するもの
 - ・処置範囲拡大の対応に関するもの
 - ・消防本部での研修が難しいもの



・喉頭展開、異物除去、気管挿管の補助、ブドウ糖溶液投与の補助、接遇の動画活用方法について

《検討状況・検討結果》



報告書(案)参照

まとめ

◆ 動画教材の活用

今回の救急救命士以外の救急隊員の新任隊員や現任隊員向け動画教材が、全国の消防本部で教育に活用されれば、救急隊員の能力向上に繋がるものと考える。各地域におけるプロトコルの違いなどから、教育項目全てを標準化して全国共通の動画教材とすることは難しく、地域MC協議会の中で消防本部が共同して動画教材を作成することや、医師等による各種研修会等の映像を動画教材とすれば、教育教材がより充実していくものと考える。

- ◆ 今後の方針
 - ・ 消防庁としては、標準的な教材を消防庁の「e-カレッジ」などで共有を図り、消防本部での利便性を高めていくともに、各消防本部においては、生涯教育指針のチェックシートを参考に、年間計画を策定するとともに、動画教材などを活用して一層の救急隊員の教育を推進することが望まれる。
 - 救急隊員の教育に関する全国の実態を把握しつつ、最新の課題を見極めていく必要がある。

4-3. 通信指令員WG

通信指令員の救急に係る教育のあり方

報告書(案)の主な内容

今年度の主な検討事項

《通信指令員の教育モデル》

- ・モデル教育による検証
 - ・12消防本部でモデル教育を実施
 - ・通信指令員教育に係る教育テキストの活用
 - 教育時間数や教材の検討
 - 評価方法等の検討
- ・評価結果から、教育モデルの提示
 - 消防本部の規模や資格別の評価
 - 教育前後の評価

《検討状況・検討結果》



•報告書(案)参照

まとめ

- ◆通信指令員(救急)の教育モデル
 - ・通信指令員の救急に係る教育テキストを活用し、統一的な質を確保した教育を行うために、教育目標、内容、時間数、指導者や教材について検討し、モデル教育を実施するとともにその効果について評価した。
- ◆モデル教育の効果
 - ・通信指令員の救急に係る教育は、知識理解度、実践能力、モチベーション向上等に有意に作用するとともに、消防本部の規模別や勤務体系によって教育形態を変化させるべきことが明らかになった。更に教育を通じ、通信指令業務と現場での救急活動が認識を共有するため消防全体に良い影響を及ぼした。また、通信指令教育に地域メディカルコントロールに携わる医師が参画した消防本部では、医師の通信指令業務に対する理解も深まり、事後検証の観点からも双方に有益であるという結果が得られた。
- ◆今後の方針
 - ・教育モデルによる、通信指令員の救急に係る教育の展開と実態を踏まえた検討

5. 緊急度判定体系の普及 (第6章)

「緊急度」概念の普及について

報告書(案)の主な内容

- ・第1節 地域における緊急度判定の位置づけ
- ・第2節 広報と「場」を活用した普及
- ・第3節 救急受診ガイドの普及
 - 一救急車利用リーフレットの作成
 - -救急受診ガイド2014の展開
- 第4節 電話相談事業の普及
 - 一広域的な取組の必要性
 - 一先進導入地域事例

《今年度の成果物》



- ・報告書そのもの
- ・救急車利用リーフレット(案)
- · 電話相談事業先進導入地域 事例集

◆ 今後の方策

- 「緊急度(判定体系)」を、対象や場面に合わせてわかりやすく説明するための言葉・表現について更なる検討を継続する
- 「広報」と「場を使った普及」の両面に働きかける。
 - ▶ 消防では救急車利用リーフレットをきっかけに応急手当などの場を活用する
 - ▶ 母子保健等の場を活用するために、関係者と連携する
 - ▶ 医療法改正を踏まえて、政府全体での働きかけについて関係者と連携する
- 都道府県の関係部局(消防防災・衛生)における理解を促す
- 電話相談事業について、先進導入地域を参考にして広域的な取組の中で導入を促す
- リーフレットをきっかけに救急受診ガイド2014版の活用を促しつつ、リバイズも検討する!

<u>緊急度判定の理念や重要性の理解</u>

<u>社会全体で共有するための方策</u>

<u>目指すべく姿(目的)</u>



<u>社会全体で共有するための方策</u> 対象・場面に合わせたわかりやすい説明

= 「緊急度とは●●である」

医学的·学術的検討 @臨床救急医学会





3 <u>救急受診に対する意識の向上</u> 救急受診ガイドの普及

4 一般市民の判断をサポート

電話相談事業の充実

「場」を活用 した普及

2

「メディア」** を活用した 広報

※新聞・雑誌・ラジ オ・テレビ・インター ネットなど

救急車を呼ぶべ きか迷う一般市民 の判断をサポート し、不安を解消す るとともに、救急 受診に対する意 識を高め、もって 緊急度判定の理 念や重要性につ いての理解を深 め、それを社会全 体で共有すること の実現

- ●「緊急度(判定体系)」は概念的であるため、直接的な普及は困難。まず、住民にとって 具体的かつ目に見えるサービスである「電話相談」、「救急受診ガイド」が広がることに よって、理念や重要性を普及していく。⇒「④電話相談事業の充実」「③救急受診ガイド の普及」
- ●「電話相談」「救急受診ガイド」を普及させるためには、「緊急度(判定体系)」を対象や場面に合わせてわかりやすく説明する必要あり。
 - ⇒①「緊急度(判定体系)の社会における位置づけ」②「広報・普及の方策」

場 明 寸 合 た 説 わ 廿

- 「緊急度(判定体系)」は、<u>立場別に次のように説明したらわかりやすいのでは</u>。
- 関係者と連携し更なる調査(マーケティング調査等)を実施しつつ、更なるわかりやすい 説明の言葉・表現について、関係者間の合意形成を形成しつつ、引き続き検討していく

現状の認識 説明=「緊急度とは●●である」 わたしやあなたの命を守るための備えであり 現状ではよくわからない。 セーフティネット ただ、救急車をすぐに呼ぶべきかどう 自分や大事な人が具合が悪くなったときの備えで かという判断をサポートしてくれるもの あり、いざというときに一定の自信のもと行動(受 般 で、信頼感がありわかりやすく、使っ 診も含む)できるようになる。 市 てみると安心感を得ることが出来るも 赤なら救急車を、迷ったら電話を 民 のだとよい。 不安がある場合に支えとなり、孤独にならず寄り添 ▶ ただ、なかなか普段から興味を持つ われている実感をもつことができる のは難しいか 医師等専門職とのコミュニケーションの助けになる なんとなく知っているが、認識がずれ ているかもしれない。 ▶ 便利なものかもしれないが、使う者の るためのもの 力量や対象によって使い分けるもの だろう。

関 係者

消防 医療 、行政。 ▶ 患者や利用者への説明に使えるのみ ならず、専門職間の認識合わせに活 用し組織間連携に役立つ

シンプルさも重要だが裏にあるエビデ

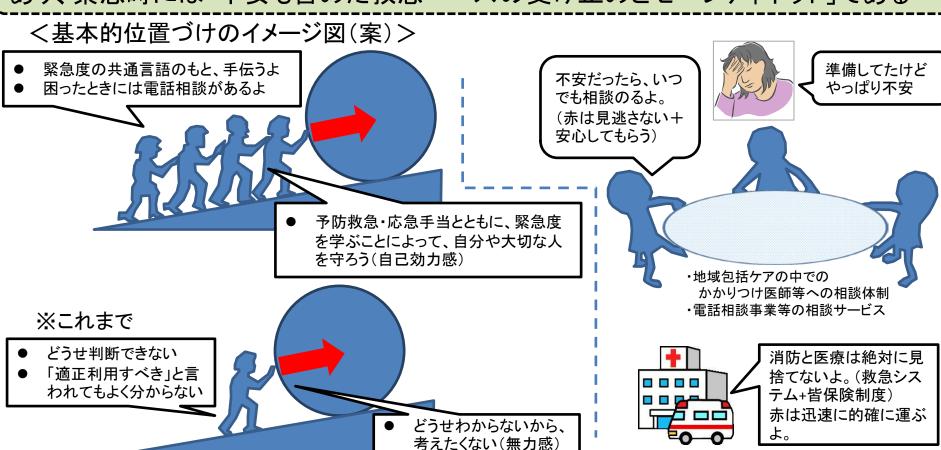
ンスや理屈も知っておきたい。

- ✓ 専門職としてのスキルであり共通言語。患者 や住民のみならず仲間、そして地域資源を守
 - 受療行動をアドバイスするときに、経験のみに頼ら ずに医学的な根拠に基づくプロフェッショナルな対 応を実現し、専門職としての不安の助けになる
 - 専門職間(保健・医療・福祉内、間を含む)のコミュ ニケーションの助けになる
 - 住民を守るためにも地域資源を守るのに役立つ

①地域社会における説明(位置づけ)

- 「緊急度(判定体系)」の<u>地域における基本的な位置づけ(説明)</u>は次のようにしてはどうか。
- 関係者と連携し更なる調査(マーケティング調査等)を実施しつつ、更なるわかりやすい説明の言葉・表現について、関係者間の合意形成を形成しつつ、引き続き検討していく

地域包括ケア時代にあらゆる人が安心感と自信をもって医療に関する選択を適切に行うための助け。平時には「自分や大切な人を守るための健康と安全の備え」であり、緊急時には「不安も含めた救急ニーズの受け止めとセーフティネット」である



②普及について(広報と場を活用した普及)

● 多数の者を対象にしたメディアによる広報と場を活用した普及を両面から普及させていく。

【消防を中心とした取組】

- 住民向けのシンプルな普及啓発資材として救急車利用リーフレットをリバイズした
- 消防が実施する応急手当講習の中に「緊急度」に関する説明をパッケージ化する
- メディアからの価値が高まるように、イベント内容に緊急度に関するものを織り込む

【関係者への働きかけ】

- 場を活用した普及をめざして、関係者と普及啓発資材の開発等を進めていく (医療機関や医師会は重要な地位を占めており、連携を促す)
- 医療法改正^{*}を踏まえて政府レベルでの取り組みについて厚生労働省等関係者との 検討を深めていく
 - ※6条2項 国民は、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するよう、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携の重要性についての理解を深め、医療提供施設の機能に応じ、医療に関する選択を適切に行い、医療を適切に受けるよう努めなければならない。
- 地域での取り組みを促すために、消防および医療に係る両方の行政機関が「緊急度 判定の普及の重要性、効用」を理解することが重要。消防防災主管部局に対し、衛 生主管部局を中心に行政機関に働きかけるよう促す

③ 救 急 受 診 ガ イド の 普 及

<未実施の地域>

- (消防防災主管部局、衛生主管部局、各消防本部の3者の問題意識にズレがあるため)消防防災主管部局はハブとしての役割を担い、衛生主管部局に働きかけ、地域における問題意識を共有し地域の実情に合わせて事業の立ちあげを検討するよう働きかけるべき。(再掲)
- ●「救急受診ガイド2014年版」の補助教材として、一般市民に知っていて欲しい症状のみを記載したリーフレットを作成した。消防本部に配付し取り組みを促し、来年度に取組状況のフォローアップ調査を行うべき。
- 地域における活用の広がりを促すためには、立場、場に最適化した普及啓発資材の開発が必要であることから、今後最適化された普及啓発資材について検討すべき。
- ●「救急受診ガイド2014年版」は、臨床救急医学会と連携しながら、医学的観点からのリバイズを検討。あわせてWEB版やスマホ版についても検討すべき。

く導入済みの地域>

- 応急手当講習の講習項目のパッケージ化(救急受診ガイド・緊急度判定体系、予防救急等)が有効であると考えられるため具体的な方策を検討すべき。
- 住民への周知方法として、応急手当講習といった直接的な場や衛生主管部局が関わる広報誌やHPといった媒体を用いる手法を組み合わせるのが有効(再掲)

④ 電話相談事業の充実

<未実施の地域>

- (消防防災主管部局、衛生主管部局、各消防本部の3者の問題意識にズレがあるため)消防防災主管部局はハブとしての役割を担い、衛生主管部局に働きかけ、地域における問題意識を共有し地域の実情に合わせて事業の立ちあげを検討するよう働きかけるべき。
- 実施形態としては次の理由から都道府県単位の広域的な取り組みが望ましい。 ①地域特性への最適化 ②関係者の合意形成 ③均てん性の観点
- 電話相談事業を実施している行政機関の財源や経緯、施策の効果等を事例集としてとりまとめた。今後、自団体にあった取り組み方法を参考に導入を検討するように働きかけるべき。

<導入済みの地域>

- 住民への周知方法として、応急手当講習といった直接的な場や衛生主管部局が関わる広報誌やHPといった媒体を用いる手法を組み合わせるのが有効
- 先進地域においては、「救急件数」「満足度」といった指標に加えて、次の観点から検証するように働きかけるべき。(またそれらを情報発信することで、立ち上げを検討する地域への事業の必要性の根拠ともなる)
 - ①費用対効果等について施策実施のPDCAサイクルの観点
 - ②判断妥当性等について医学的検討の観点

6. 2020年オリンピック・パラリンピック 東京大会に向けた課題整理 (第7章)

オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた課題整理

挙げられた主な課題 (アンケート調査による)	今後の方向性
①外国語対応	救急隊員への外国語教育(外国語対応救急隊の養成)、コミュニケーションシートやボードの普及、救急車等への多言語音声翻訳システム等の導入等の手法が考えられる。 →来年度以降、実態調査を踏まえ、外国語対応の普及に向けた検討を深める必要。
②熱中症対策の強化	啓発手段(ツイッター・リーフレット)の外国語版の作成・配布や、応急手当講習を通じた熱中症予防法や熱中症患者への応急手当法の啓発等の手法が考えられるが、消防庁や各消防機関の単独では限界あり。 →政府の「熱中症関係省庁連絡会議」等の場を活用し、来年度以降、有効かつ戦略的な啓発手法について検討を進める必要。
③多数傷病者発生時の対応	大会の会場等に関する詳細な計画が固まっていないことから、現時点では 具体的な計画を作ることは難しい。応援については、地域によってメディカ ルコントロール体制や活動基準が異なる点も注意が必要。 →今後、消防庁内の各課室と連携して検討を進める必要。
④感染症対策の強化	 ・消防機関が新型インフルエンザ等対策資器材を整備するための費用についての地方財政措置の継続 ・エボラ出血熱の海外での流行を受けて、消防機関が保健所の行う患者移送に協力するに当たっての基本的なあり方を定めた通知を発出→今後も同様の対応を継続し、感染症対策に万全を期する必要。

来年度以降、更に詳細な実態調査を行い、より具体的な検討を進めることが必要。